



- 十六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。
- 十七 こどもの虐待の防止に関すること。
- 十八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。
- 十九 前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項に規定すること（こども大綱の策定及び推進に関すること）。
- 二十一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第一百三十三号）第七条第一項に規定すること（こども大綱の策定及び推進に関すること）。
- 二十二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十二年法律第七十一号）第八条第一項に規定すること（こども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。次項第三号において同じ。）に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。
- 二十四 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定すること（こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること）。
- 二十五 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十六 こども、こどものある家庭及び妊娠婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。
- 二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきこども家庭庁に属させられた事務
- 2 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。
    - 一 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項
    - 二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
    - 三 子ども・若者育成支援に関する事項
  - 3 前二項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- （資料の提出要求等）
- 第五条 長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- ### 第三章 こども家庭庁に置かれる機関
- #### 第一節 審議会等
- （設置）
- 第六条 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- （こども家庭審議会）
- 第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 前号に規定する重要事項に関する重要事項に応じて、次に掲げる重要な事項を調査審議すること。
  - 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要な事項を調査審議すること。
- （イ） 子育て支援法の施行に関する重要な事項
- （ロ） こども、こどものある家庭及び妊娠婦その他母性の福祉の増進に関する重要な事項
- （ハ） こども及び妊娠婦その他母性の保健の向上に関する重要な事項
- （ニ） こどもの権利利益の擁護に関する重要な事項
- 四 前号イに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。
- 五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- （イ） 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
- （ロ） 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）
- （ハ） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- （ニ） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

へ 子ども・子育て支援法  
ト 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律  
こども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。  
前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

### 第二節 特別の機関

#### (こども政策推進会議)

**第八条** 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とする。  
2 こども政策推進会議については、こども基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

#### 第四章 雜則

##### (官房及び局の数等)

**第九条** こども家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する所とする。  
2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

#### 附 則

1 (施行期日)  
この法律は、令和五年四月一日から施行する。

2 (検討)  
政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (令和四年六月一二日法律第七七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）  
附 則 (令和四年一一月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日  
二及び三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第十五条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第一条の改正規定（第五条第十九項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(政令への委任)

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日  
二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日  
イ からチまで 略  
リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十条及び第四十四条の規定  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六九号) 抄

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。